

令和7年度 伊勢原市不祥事防止プログラムの実施について

1 不祥事防止プログラムの展開について

伊勢原市教育委員会及び伊勢原市立小・中学校では、県内外の教職員による不祥事の多発・深刻化を受け、県教育委員会の「不祥事ゼロ運動」とともに、不祥事の根絶に向けて継続して取り組んできた。

県内では、令和6年度の懲戒処分者数は10人であり、前年度の18人から減少した。免職に至る重大な事案は5人であり、前年度の10人から減少した。懲戒免職事案5件のうち、4件がわいせつ行為等による事案となっている。懲戒処分の件数は、平成28年度の27件から、令和6年度には10件と減少しているものの、性犯罪・性暴力等事案に係る処分者が4人にのぼり、不祥事ゼロ運動を開始した平成18年度以降で最多となった令和5年度の11件から減少しているが、未だ高い水準となっている。また、令和6年度においては、市町村立の処分件数が9件となっており過去5年では最多となっている。このことを受け、県教育委員会では、「教職員によるわいせつ事案の根絶に向けた提言」を踏まえた取組を継続して実施し、令和6年度は、その取組の効果検証も実施した。臨時的任用教職員等及び経験の浅い教職員の不祥事防止にも引き続き重点的に取り組むなど、新規施策を追加し続けることでの職員負担も考慮し、従来施策を必要な改善を図りながら粘り強く取り組んでいくこととしている。

伊勢原市では平成30年度、令和2年度の本市教職員によるわいせつ事案を受け、わいせつ事案に係る不祥事防止対策についての早急な見直しが必要となった。令和3年度には、「伊勢原市不祥事防止対策検討委員会」を設立し、令和4年度からは年次研修等での講義型による不祥事防止研修を見直し、「青少年へのわいせつ事案の根絶に向けた取組」について「被害者視点」に重点を置く研修、性犯罪に特化した教職員向け研修会の開催等、具体的な取組を展開してきた。その後は未発生であるが今後も緊張感を持って取組を進めていきたい。

また、交通事故・交通違反の事案について令和6年度は、過失のないものも含めると21件発生している。前年度の26件から減少しているが、引き続き注意喚起が必要である。過失のあるものについては不注意による事故が多く、防ぐことができたと思われるものがほとんどであった。

このような状況のもと、令和7年度においても不祥事の根絶を目指し、全教職員が一丸となって、取り組む必要がある。あわせて、初心に立ち戻り、市民全体の奉仕者としての誇りと自覚、時代認識を持って業務を推進することにより、市民にいっそう信頼され期待される教育を具現化していくこととする。

2 令和7年度の取組において特に留意する事項

(1) 法令遵守意識の向上及び教職員に求められる高い倫理感の保持・向上

教職経験の浅い教職員の増加に伴い公務員・社会人としての自覚を育成するとともに、教職員一人ひとりが、児童・生徒の教育に携わる者として、改めて自分自身の立場と職務の意義を認識し、法令遵守意識の向上を図る。また、教職員一人ひとりの児童・生徒の教育を担う専門職としての使命感や自覚を促し、高い倫理感の保持、向上を図る。

(2) わいせつ事案に係る不祥事の再発防止

わいせつ事案の根絶に向け、再発防止策として次のことに取り組む。

- ・年次研修における教育指導課との連携の継続
- ・性犯罪に特化した教職員向けの研修会の開催
- ・青少年へのわいせつ事案の根絶に向けた「被害者視点」での取組の継続
- ・文部科学省作成の研修用資料・動画の活用

(3) 児童・生徒とのSNS等利用の禁止、携帯電話・電子メール等の適切な使用の徹底等

わいせつ行為に係る不適切な事案のほとんどが児童・生徒とのSNS等の利用を端緒として発生していることを鑑み、児童・生徒とのSNS等の利用の禁止を徹底する。さらに、携帯電話・電子メールの適切な使用について確実な周知を図る。特に、児童・生徒との携帯電話等の使用については、教育指導上、必要かつ緊急性を要する連絡に限定すべきであることを踏まえて、各学校のルールを確認し適切に使用されるよう徹底する。また、個人情報漏えい等の危険性についても注意喚起を行う。

(4) セクハラ・パワハラ等職場のハラスメントの防止

コミュニケーションを円滑に相手の立場にたった言動を心がけるとともに相談しやすい職場環境づくりに努め、人権及び綱紀保持を意識した行動を促す。また、ハラスメントに関する相談・通報窓口を明確にする。

(5) 交通事故・交通違反の防止の徹底

令和6年度においては、教職員による交通事故・交通違反が多数発生している。日頃の指導はもとより、交通安全に関する研修の実施、教職員が出張・帰宅前等に適宜声かけをし合うなど、交通事故・交通違反の防止に努める。万が一の事故等の際にはその過失に関わらず適切な対応、報告が為されるよう徹底する。

(6) 体罰、不適切な指導の防止・児童及び生徒の理解に基づく指導の徹底

体罰防止ガイドラインを活用し、体罰によらない指導を徹底するとともに、教職員一人ひとりに児童及び生徒理解に基づく指導を徹底する。

(7) 通知表・調査書等の作成、成績処理に係る事務処理の適正な実施に向けた取組の徹底

各学校で定めたマニュアルや点検体制が、適切に機能するよう確認し、校務支援システムを活用した確実な業務の実施が図られるように努める。

(8) チーム体制の徹底

管理職や同僚による声かけの励行や所属内の相談体制の整備を進めるなど、教職員が、常に危機管理意識を持ち、「ほう・れん・そう（報告・連絡・相談）」を心がけ、チームで課題に対応することで事故や不祥事を未然に防ぐ体制作りを努める。

(9) 計画的な取組の実施

不祥事防止への取組が、学校現場等に過度の負担とならないことも大切である。

そのためにも、計画的に実施すること、効果的な取組を模索していくこと、日常的な取組の積み重ねを大切にしていくことに努める。

3 各学校における取組

(1) コミュニケーションを大切にした職場づくり

教職員同士、互いに気づいたことを気兼ねなく伝え合い、自由に意見を言い合える雰囲気づくり、教職員の多忙感を達成感に変える取組等、風通しの良い明るい職場づくりを大切にする。職場のコミュニケーションを大切にするこゝで、協働体制の構築、メンタルヘルスの保持、児童・生徒指導への好影響等、魅力ある学校の創造への相乗効果が期待できる。

また、管理職と教職員とのコミュニケーションの一環として、人事評価に係る一人ひとりとの面談等も積極的に活用する。

(2) 事故防止会議の定例化と工夫・改善

事故防止会議は年間行事予定に位置づけ、タイムリーな話題をとりあげるとともに、課題の抽出に偏りがないう計画的に実施する。また指導や研修がマンネリ化せず、教職員一人一人の心に根付くよう、実施方法を工夫（グループ討議・事例検討会など主体的に考えさせる場面の設定）する。その工夫については校長会等で適宜、報告や協議、情報交換の場を設定する。

(3) 経験の浅い教職員（臨時的任用教職員・非常勤教職員を含む）の育成

ベテラン教職員の大量退職により、教職経験の浅い教職員の比重が高まってきている。業務の推進にあたっては、学校運営組織や校務分掌の見直しや工夫などにより、可能な限りベテラン教職員と経験の浅い教職員との共同実施に取り組み、OJTによる知識や技の継承と意識の向上を図る。

そして、意識的な声かけや、必要に応じて職場全体で適切なフォローを行う等、チームとして連帯感を高め、教職員の育成に努める。

4 市教育委員会における取組

不祥事防止に向けた情報発信をするとともに、各校で行われた取組を紹介し、情報交換の場の設定など、各校での取組を支援するものとする。

(1) 教職員啓発資料等の作成・配布等

- ◇不祥事防止に向けた資料（各学校や外部団体の指導内容や事例等）の収集・作成をし、事故防止会議や研修等にて活用できるようライブラリー化を図る。
- ◇校務支援システムを活用し、全教職員向けに注意喚起をするメッセージを適宜、情報発信していく。

(2) 不祥事防止に係る研修の実施

- ◇教育指導課・教育センター主催の研修の機会を活用し、教職員の服務や不祥事防止に向けた研修を、教職員のステージに応じて実施する。
初任者研修 2年次研修 3年次研修 4年次研修 5年次研修 10年次研修
夏季自己啓発研修（20年次研修 ※対象は教職員） 教務担当教員研修
- ◇これまで実施した教育相談セミナー等の資料を整理・紹介することで、事故防止会議等に活用する。
- ◇指導訪問時に、指導主事・教育指導員が対象教員から日頃の業務上及び日常生活上の悩み等を聴く。

(3) 臨時的任用教職員・非常勤教職員へのアプローチ

- ◇人事担当者（場合によっては指導主事も同行）が各校を訪問し、必要に応じて、臨時的任用教職員・非常勤教職員の授業参観、面談等を行う。（面談については伊勢原での採用1年目の教職員。他、学校の要望により実施）
- ◇新規採用時や更新時に、不祥事防止の意識向上のための指導等を行う。

(4) 産業医による職場巡視・相談等の実施

- ◇教職員の健康管理体制や職場環境、働き方の改善を目指す。
- ◇巡回時を利用して、ストレス緩和のため面談等を行う。
- ◇教職員健康相談（長時間労働等相談・メンタル相談）を行う。

(5) ハラスメント防止に関する要綱の制定

- ◇働きやすい良好な職場環境を実現することを目的に「伊勢原市立学校教職員のハラスメント防止に関する要綱」を制定した。
- ◇相談窓口の明示・周知と、ハラスメント苦情処理委員会の設置。

5 その他

県教育委員会より、各校への具体的な関わりとしては、「中地区校長・教頭研究会」「中地区初任者研修会」「臨時的任用教職員研修会」等、研修の場を設定している他、教職員啓発資料の配付、教育指導員による訪問時の状況確認等を行っている。